

平成30年11月7日

チムニー株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、チムニー株式会社に対し、同社が供給する魚介類の刺身及び握り寿司に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添1及び別添2参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 チムニー株式会社（法人番号 9010601039989）
所 在 地 東京都墨田区亀沢一丁目1番15号
代 表 者 代表取締役 和泉 學
設立年月 平成21年9月
資 本 金 57億7262万円（平成30年10月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象料理

ア 「はなの舞」又は「花の舞」と称する店舗のうち、別表1「店舗名」欄記載の店舗において提供する酢締めをしていない魚介類（^{あじ}鰯を除く。以下同じ。）の刺身及び握り寿司の各料理（グランドメニューに掲載された料理に限り、外国産の魚介類を使用していることを明記した料理を除く。以下これらを併せて「本件料理①」という。）

イ 「さかなや道場」と称する店舗のうち、別表2「店舗名」欄記載の店舗において提供する酢締めをしていない魚介類の刺身及び握り寿司の各料理（グランドメニューに掲載された料理に限り、外国産の魚介類を使用していることを明記した料理を除く。以下これらを併せて「本件料理②」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

- a 「はなの舞」又は「花の舞」
「POP」と称する表示物
- b 「さかなや道場」

別表2 「表示媒体」欄記載の「POP」と称する表示物又はポスター

(1) 表示期間

a 「はなの舞」又は「花の舞」

別表1 「表示期間」欄記載の期間

b 「さかなや道場」

別表2 「表示期間」欄記載の期間

(ウ) 表示内容 (別紙1ないし別紙3)

「超速鮮魚と既存流通の違い なぜ鮮度が違う？」と記載した上で、「超速鮮魚 当日(産地によっては前日) 到着」と記載するとともに当該記載の直下に産地で水揚げされた魚が店舗に配送されるまでの流通経路を示すイラストを掲載することにより、あたかも、本件料理①及び本件料理②に使用している魚介類は、一部の産地を除き水揚げされた当日のうちに店舗に配送されたものであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

本件料理①及び本件料理②に使用している全ての魚介類は、水揚げされた当日のうちに店舗に配送されたものではなく、水揚げされた日の翌日以降に店舗に配送されたものであった。(注)

(注) 本件の措置命令は、羽田市場株式会社が提供する「超速鮮魚」と称する魚介類について、羽田市場株式会社の流通自体を問題としているものではない。

チムニー株式会社が仕入れていた魚介類のうち、「超速鮮魚」と称する魚介類は、平成28年3月31日までは、表示内容どおり、一部の産地を除き当日のうちにチムニー株式会社の店舗に配送されていたが、チムニー株式会社が物流を変更し、同社の物流センターを経由することとした結果、平成28年4月1日以降は、翌日、産地によっては、翌々日にチムニー株式会社の店舗に配送されることとなったものである。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、それぞれ、本件料理①及び本件料理②の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話：03(3507)9233

ホームページ：http://www.caa.go.jp/

別表 1

番号	店舗名	表示期間
1	海鮮居酒屋 はなの舞 品川港南口店	平成29年10月1日から同年12月27日までの間
2	産直居酒屋 花の舞 本厚木南口店	平成29年2月1日から同年12月31日までの間
3	海鮮居酒屋 花の舞 赤坂見附店	平成29年2月1日から同年12月31日までの間
4	海鮮居酒屋 はなの舞 鴨居北口店	平成29年6月30日から同年12月28日までの間
5	海鮮うまかもんや はなの舞 多摩センター北口店	平成29年3月1日から同年12月19日までの間
6	産直居酒屋 花の舞 小田急町田南口店	平成29年2月1日から同年12月31日までの間
7	海鮮料理 はなの舞 エルミこうのす店	平成29年5月10日から同年12月31日までの間
8	海鮮居酒屋 はなの舞 本郷三丁目駅前店	平成29年8月1日から同年12月1日までの間
9	海鮮居酒屋 はなの舞 生麦駅前店	平成29年6月30日から同年12月28日までの間
10	海鮮居酒屋 はなの舞 阪急大井町ガーデン店	平成29年10月1日から同年12月28日までの間
11	海鮮居酒屋 はなの舞 横浜京急杉田駅前店	平成28年10月1日から平成29年2月1日までの間
12	海鮮居酒屋 はなの舞 新横浜店	平成29年6月30日から同年12月28日までの間
13	海鮮居酒屋 はなの舞 井土ヶ谷駅前店	平成28年10月1日から平成29年7月1日までの間
14	産直居酒屋 花の舞 海老名西口店	平成29年6月1日から同年12月31日までの間
15	旬菜と海鮮料理 花の舞 京王リトナード若葉台店	平成29年4月1日から同年12月19日までの間

別表 2

番号	店舗名	表示期間	表示媒体
1	三代目網元 さかなや道場 上大岡店	平成28年8月1日から平成29年2月1日までの間	POP（別紙1）
2	まぐろ居酒屋 さかなや道場 成増南口プライム店	平成29年3月1日から同年12月31日までの間	同上
3	まぐろ居酒屋 さかなや道場 所沢駅前店	平成29年4月1日から同年12月20日までの間	POP（別紙2）
4	まぐろ居酒屋 さかなや道場 八重洲口2号店	平成29年10月1日から同年12月27日までの間	POP（別紙1）
5	三代目網元 さかなや道場 町屋店	平成29年4月1日から同年12月28日までの間	同上
6	三代目網元 さかなや道場 秋葉原昭和通り店	平成29年7月1日から同年10月1日までの間	同上
7	三代目網元 さかなや道場 秋川駅前店	平成29年2月1日から同年12月27日までの間	ポスター（別紙3）
8	三代目網元 さかなや道場 鶴見店	平成29年10月1日から同年12月28日までの間	POP（別紙1）



Tokyo Haneda Market
羽田市場

超速鮮魚と 既存流通の違い なぜ鮮度が違う？





Tokyo Haneda Market
羽田市場

超速鮮魚と 既存流通の違い なぜ鮮度が違う？





Tokyo Haneda Market
羽田市場

超速鮮魚と 既存流通の違い なぜ鮮度が違う？

超速鮮魚

当日 (産地によっては前日)

到着

産地 (漁師)

羽田市場

小売・飲食店



空輸



陸送



一般の鮮魚

2日前 (産地によっては3日前)

前日

到着

産地 (漁師)

地方市場

中央市場

小売・飲食店



陸送



陸送



陸送



超速鮮魚とは？

- ◎各産地の漁師と契約、鮮度管理された鮮魚を羽田空港内の鮮魚センターで仕分け。
- ◎生産者の情報付きで「安心」、「安全」。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 (省略)

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

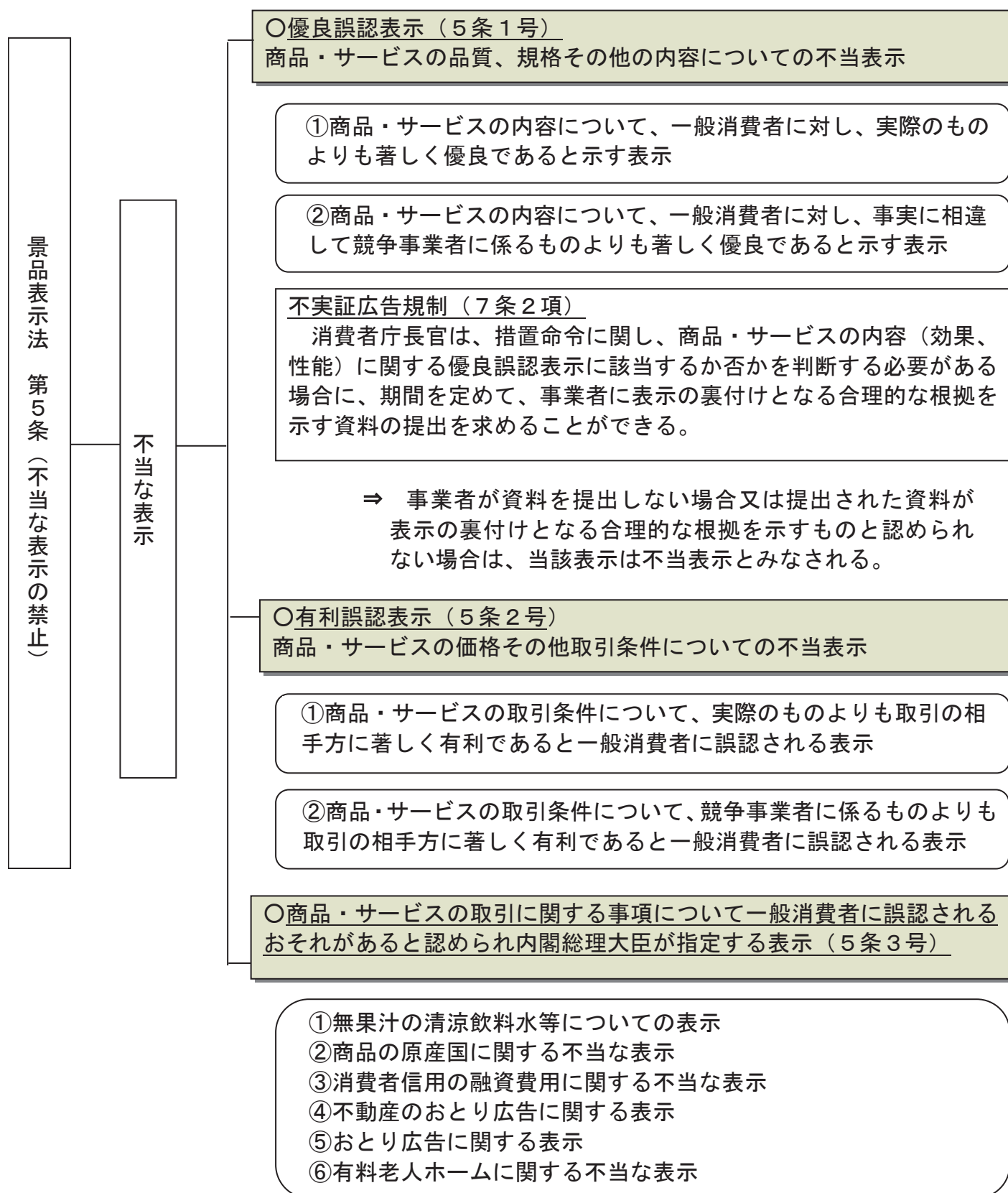
○ **不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）**

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



消表対第 1 3 3 3 号

平成 3 0 年 1 1 月 7 日

チムニー株式会社

代表取締役 和泉 學 殿

消費者庁長官 岡村 和美

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が運営する「はなの舞」又は「花の舞」と称する店舗のうち別表「店舗名」欄記載の店舗において供給する酢締めをしていない魚介類（^{あじ}鰯を除く。以下同じ。）の刺身及び握り寿司の各料理（グランドメニューに掲載された料理に限り、外国産の魚介類を使用していることを明記した料理を除く。以下これらを併せて「本件料理」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件料理に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件料理を一般消費者に提供するに当たり、別表「表示期間」欄記載の期間に、「POP」と称する表示物（以下「POP」という。）において、「超速鮮魚と既存流通の違い なぜ鮮度が違う？」と記載した上で、「超速鮮魚 当日（産地によっては前日） 到着」と記載するとともに当該記載の直下に産地で水揚げされた魚が店舗に配送されるまでの流通経路を示すイラストを掲載することにより、あたかも、本件料理に使用している魚介類は、一部の産地を除き水揚げされた当日のうちに店舗に配送されたものであるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、本件料理に使用している全ての魚介類は、水揚げされた当日のうちに店舗に配送されたものではなく、水揚げされた日の翌日以降に店舗に配送されたものであったこと。

イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、それぞれ、本件料理の内容につ

いて、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件料理又はこれらと同種の料理の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件料理又はこれらと同種の料理の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) チムニー株式会社（以下「チムニー」という。）は、東京都墨田区亀沢一丁目1番15号に本店を置き、居酒屋チェーンの経営事業等を営む事業者である。
- (2) チムニーは、自ら運営する店舗において本件料理を一般消費者に提供している。
- (3) チムニーは、本件料理に係るPOPの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア チムニーは、本件料理を一般消費者に提供するに当たり、別表「表示期間」欄記載の期間に、POPにおいて、「超速鮮魚と既存流通の違い なぜ鮮度が違う？」と記載した上で、「超速鮮魚 当日（産地によっては前日） 到着」と記載するとともに当該記載の直下に産地で水揚げされた魚が店舗に配送されるまでの流通経路を示すイラストを掲載（別添写し）することにより、あたかも、本件料理に使用している魚介類は、一部の産地を除き水揚げされた当日のうちに店舗に配送されたものであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、本件料理に使用している全ての魚介類は、水揚げされた当日のうちに店舗に配送されたものではなく、水揚げされた日の翌日以降に店舗に配送されたものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、チムニーは、自己の供給する本件料理の取引に関し、それぞれ、本件料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

番号	店舗名	表示期間
1	海鮮居酒屋 はなの舞 品川港南口店	平成29年10月1日から同年12月27日までの間
2	産直居酒屋 花の舞 本厚木南口店	平成29年2月1日から同年12月31日までの間
3	海鮮居酒屋 花の舞 赤坂見附店	平成29年2月1日から同年12月31日までの間
4	海鮮居酒屋 はなの舞 鴨居北口店	平成29年6月30日から同年12月28日までの間
5	海鮮うまかもんや はなの舞 多摩センター北口店	平成29年3月1日から同年12月19日までの間
6	産直居酒屋 花の舞 小田急町田南口店	平成29年2月1日から同年12月31日までの間
7	海鮮料理 はなの舞 エルミこうのす店	平成29年5月10日から同年12月31日までの間
8	海鮮居酒屋 はなの舞 本郷三丁目駅前店	平成29年8月1日から同年12月1日までの間
9	海鮮居酒屋 はなの舞 生麦駅前店	平成29年6月30日から同年12月28日までの間
10	海鮮居酒屋 はなの舞 阪急大井町ガーデン店	平成29年10月1日から同年12月28日までの間
11	海鮮居酒屋 はなの舞 横浜京急杉田駅前店	平成28年10月1日から平成29年2月1日までの間
12	海鮮居酒屋 はなの舞 新横浜店	平成29年6月30日から同年12月28日までの間
13	海鮮居酒屋 はなの舞 井土ヶ谷駅前店	平成28年10月1日から平成29年7月1日までの間
14	産直居酒屋 花の舞 海老名西口店	平成29年6月1日から同年12月31日までの間
15	旬菜と海鮮料理 花の舞 京王リトナード若葉台店	平成29年4月1日から同年12月19日までの間



Tokyo Haneda Market
羽田市場

超速鮮魚と 既存流通の違い なぜ鮮度が違う？



消表対第 1 3 3 4 号

平成 3 0 年 1 1 月 7 日

チムニー株式会社

代表取締役 和泉 學 殿

消費者庁長官 岡村 和美

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が運営する「さかなや道場」と称する店舗のうち別表「店舗名」欄記載の店舗において供給する酢締めをしていない魚介類（^{あじ}鰯を除く。以下同じ。）の刺身及び握り寿司の各料理（グランドメニューに掲載された料理に限り、外国産の魚介類を使用していることを明記した料理を除く。以下これらを併せて「本件料理」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件料理に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件料理を一般消費者に提供するに当たり、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の「POP」と称する表示物（以下「POP」という。）又はポスターにおいて、「超速鮮魚と既存流通の違い なぜ鮮度が違う？」と記載した上で、「超速鮮魚 当日（産地によっては前日） 到着」と記載するとともに当該記載の直下に産地で水揚げされた魚が店舗に配送されるまでの流通経路を示すイラストを掲載することにより、あたかも、本件料理に使用している魚介類は、一部の産地を除き水揚げされた当日のうちに店舗に配送されたものであるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、本件料理に使用している全ての魚介類は、水揚げされた当日のうちに店舗に配送されたものではなく、水揚げされた日の翌日以降に店舗に配送されたものであったこと。

イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、それぞれ、本件料理の内容につ

いて、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件料理又はこれらと同種の料理の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件料理又はこれらと同種の料理の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) チムニー株式会社（以下「チムニー」という。）は、東京都墨田区亀沢一丁目1番15号に本店を置き、居酒屋チェーンの経営事業等を営む事業者である。
- (2) チムニーは、自ら運営する店舗において本件料理を一般消費者に提供している。
- (3) チムニーは、本件料理に係るPOP及びポスターの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア チムニーは、本件料理を一般消費者に提供するに当たり、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載のPOP又はポスターにおいて、「超速鮮魚と既存流通の違い なぜ鮮度が違う？」と記載した上で、「超速鮮魚 当日（産地によっては前日） 到着」と記載するとともに当該記載の直下に産地で水揚げされた魚が店舗に配送されるまでの流通経路を示すイラストを掲載（別添写し1ないし3）することにより、あたかも、本件料理に使用している魚介類は、一部の産地を除き水揚げされた当日のうちに店舗に配送されたものであるかのように示す表示をしていた。
- イ 実際には、本件料理に使用している全ての魚介類は、水揚げされた当日のうちに店舗に配送されたものではなく、水揚げされた日の翌日以降に店舗に配送されたものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、チムニーは、自己の供給する本件料理の取引に関し、それぞれ、本件料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

番号	店舗名	表示期間	表示媒体
1	三代目網元 さかなや道場 上大岡店	平成28年8月1日から平成29年2月1日までの間	POP (別添写し1)
2	まぐろ居酒屋 さかなや道場 成増南口プライム店	平成29年3月1日から同年12月31日までの間	同上
3	まぐろ居酒屋 さかなや道場 所沢駅前店	平成29年4月1日から同年12月20日までの間	POP (別添写し2)
4	まぐろ居酒屋 さかなや道場 八重洲口2号店	平成29年10月1日から同年12月27日までの間	POP (別添写し1)
5	三代目網元 さかなや道場 町屋店	平成29年4月1日から同年12月28日までの間	同上
6	三代目網元 さかなや道場 秋葉原昭和通り店	平成29年7月1日から同年10月1日までの間	同上
7	三代目網元 さかなや道場 秋川駅前店	平成29年2月1日から同年12月27日までの間	ポスター (別添写し3)
8	三代目網元 さかなや道場 鶴見店	平成29年10月1日から同年12月28日までの間	POP (別添写し1)



Tokyo Haneda Market
羽田市場

超速鮮魚と 既存流通の違い なぜ鮮度が違う？





Tokyo Haneda Market
羽田市場

超速鮮魚と 既存流通の違い なぜ鮮度が違う？





Tokyo Haneda Market
羽田市場

超速鮮魚と 既存流通の違い なぜ鮮度が違う？

超速鮮魚

当日 (産地によっては前日)

到着

産地 (漁師)

羽田市場

小売・飲食店

鮮度のために
努力します！
・網とれ
・神経メ
etc.

空輸

・各産地の漁師と契約、鮮度管理された鮮魚を羽田空港に空輸
・空港内の自社鮮魚センターで各産地の鮮魚を仕分け
・生産者情報付きの鮮魚ボックスを飲食店、小売店に出荷

陸送

鮮度が
違います！

一般の鮮魚

2日前 (産地によっては3日前)

前日

到着

産地 (漁師)

地方市場

中央市場

小売・飲食店

地元市場に出荷します

陸送

卸売業者 買受人

陸送

卸売業者 仲卸・買受人

陸送

いつもの
鮮度

超速鮮魚とは？

- ◎各産地の漁師と契約、鮮度管理された鮮魚を羽田空港内の鮮魚センターで仕分け。
- ◎生産者の情報付きで「安心」、「安全」。